## 専用住宅·併用住宅用

# 火災保険・地震保険 ご契約内容確認のチェックポイント 〈FA〉

## POINT① 保険の目的をご確認ください。

\*地震保険をお申し込みの場合は POINT⑤をあわせてご確認ください。

〈以下の保険の目的ごとにそれぞれご契約が必要です。保険の目的については申込書記載の内容をご確認ください。〉



1つの建物ごとにご契約いただきます。 ◎門・へい・物置・車庫・基礎等を 保険の目的に含めるかどうかお選び いただけます。



建物内収容の家財を一括して ご契約いただきます。

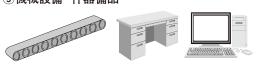
#### 明記物件

1個または1組が30万円を超え る貴金属、美術品等は、申込書 に明記いただかないと保険の 目的となりません。





#### ③機械設備・什器備品





#### 〈所在地、所有者、用途など、申込書記載の内容をご確認ください。〉

所在地に関す	するご注意
--------	-------

保険の目的となる建物または家財等の所在地により、保険料が異なることがあります。ご契約者の住所と、 保険の目的の所在地が異なる場合は、申込書の『保険の目的の所在地』欄に所在地を記入してください。

所有者に関するご注意

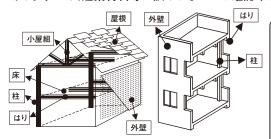
所有者とは、保険の目的となる建物または家財等の所有者(被保険者)をいいます。ご契約者と保険 の目的の所有者が異なる場合は、申込書の『保険の目的の所有者』欄に所有者名を記入してください。

に関するご注意

用途(建物内の職作業) 保険の目的となる建物(または保険の目的である家財等を収容する建物)の用途によってご加入いただ ける保険商品や適用される保険料が異なる場合がありますので、用途に誤りがないかご確認ください。

## POINT② 建物(または家財等を収容する建物)の構造をご確認ください。

建物(または家財等を収容する建物)に使用される建築材料によって適用される保険料が異なることが ありますので、建築材料等に誤りがないかご確認ください。



#### 建物の構造級別

建物の構造級別は建物の主要構造部(柱・屋根・床・はり・小屋組と外壁)

	の建築材料によって判定します。							
		住宅物件	A植	<u></u>	口楼生	C構造	口棒冲	
	火災保険	(専用住宅)	Att	地	D併坦	し併足	D併坦	
		一般物件 (併用住宅など)	特級構造	1級構造	2級構造	3級構造	4級構造	
				耐火構造	i i	非耐火	人構造	
						Ļ		1
	地震保険	居住用建物		イ構造		<u></u>	構造	
- 1								,

#### ■建物構造級別簡易判定表(構造級別判定の目安です。)

)内は一般物件(併用住宅)の構造級別

柱、はり、床、屋根、	コン	クリート造	鉄骨造耐火被覆	鉄骨造		
小屋組	柱、はり、	柱、はり、床のみ	柱、はり、床のみ	屋根の材質	木造	
外 壁	床、屋根、 小屋組			は問わない		
コンクリート(ALC版を含む)、 コンクリートブロック、 レンガ、石	A (特)	A (1)	A (1)	B(2) **	B(2) **	
モルタル塗、しっくい塗、 石造(人造石張)、タイル張、 金属板張、ガラス張、 石綿スレート張、 不燃石こうボード (厚さ12mm以上)	A (1)	A (1)	A (1)	B(2) **	C(3) **	
石こうボード(厚さ9mm以上)、 木毛セメント板張、 木片セメント板張	_	_	B(2)	B(2) ※	C(3) %	
石こうボード(厚さ9mm未満)	_	_	C(3)	C(3) %	D(4)	
木板張、プラスチック板張、布張	D(4)	D(4)	D(4)	D(4)	D(4)	

\*外壁の下地材料により構造級別は異なることがあります。

※防火被覆等の状況により構造級別が異なります。

建築確認申請書第4面【5.耐火建築物】欄の記載内容により、構造級別を判定できる場合があります。

建築確認申請書の記載	建築基準法の防火上の区分	構造級別	
準耐火建築物(イ-1)	【1時間準耐火建築物】	A (1)	
準耐火建築物(イ-2)	【45分準耐火建築物】		
準耐火建築物(ロ-1)	【外壁耐火建築物】	B(2)	
準耐火建築物(ロ-2)	【不燃構造建築物】		
その他	【防火構造】	C (3)	

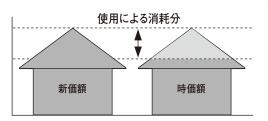
## 参考 住宅物件・一般物件とは

住宅物件	住居専用に使用される建物(専用住宅)やその収容家財を対象とします。
一般物件	店舗や、作業場など住居以外に使用される建物やその収容動産を対象とします。ただし、大規模な工場等を除きます。(なお、これら建物のうち、住居部分のあるものを併用住宅といいます。本シートは一般物件のうち併用住宅を対象としています。)

## POINT③ 評価方法·評価額·保険金額についてご確認ください。

#### 評価方法について

評価の方法には「新価額」と「時価額」の2通りがあります。



新価額(再調達価額)	いわゆる「建築(新築)価額」や「新品価額」であり、建物や家財等を再建築したり再購入したりするために必要な額を基準として評価する方法による額。再調達価額ともいいます。
時価額	上記「新価額」から使用による消耗分 を差し引いた金額。

#### 評価額の算出

#### 建物の評価

代表的な建物の評価方法および評価額の算出方法は次のとおりです。

	評価方法	評価額の算出
新価での	建物の建築価額と 建築年がわかる場合 【年次別指数法】	建物の建築価額〔建築時の新築費(土地代等を除く)〕に経年による建築物価の変動を修正する建築費倍率を乗じて評価額を算出します。 評価額(新価基準) = 建物の建築価額〔建築時の新築費*〕 × 建築費倍率 *土地代、登録諸費用を除きます。
評価	建物の建築価額と 建築年がわからない場合 【新築費単価法】	建築材料や所在地による標準的な新築費単価(1miあたり)をもとに評価額を算出します。 評価額(新価基準) = 新築費単価 × 延床面積(mi)
	時価での評価	時価基準の評価額は、上記で算出した新価の評価額から使用による消耗分を控除した額です。

#### 家財の評価

代表的な家財の評価方法および評価額の算出方法は次のとおりです。

次の要素に基づき、当社所定の簡易評価基準表より家財の評価額(新価基準・時価基準)を算出します。

### 世帯主の年齢・家族構成(独身・夫婦のみ・夫婦+こども等)・建物の床面積 など

\*1個または1組が30万円を超える貴金属等については申込書に明記のうえ、時価額でのご契約になります。

## 機械設備・什器備品の評価

代表的な機械設備・什器備品の評価方法および評価額の算出方法は 次のとおりです。

評価方法		評価額の算出
年次別指数法	新価	取得金額に、経年による物価の変動(年次別倍率)を乗じて評価額を算出します。
による評価	時価	上記で算出した新価基準の評価額から使用による消耗、および経過年数に 応じた滅価額を控除した額です。

#### 商品・製品の評価

代表的な商品・製品の評価額の算出方法は次のとおりです。 〈商品の評価方法は時価によります。〉

保険の目的	評価額の算出
商品•原材料	取得原価を基準に算出します。
半製品·仕掛品	原材料の仕入価額に各工程で付加された加工費を加算したものを基準に算出します。
製品	製造原価を基準に算出します。

#### 保険金額(ご契約金額)の決定

ご注音

保険金額決定にあたっては、他の保険契約(保険の目的を同一とする他の保険契約(共済契約を含みます)) がある場合、他の保険契約の保険金額とあわせて、下記「超過保険」とならないようにご注意ください。

#### 〈保険金額は、新価基準での設定をおすすめします。〉

時価基準の場合、使用による消耗分を差し引いて保険金額を設定します。したがって、支払われる保険金だけでは 修理費用や再築費用が不足することがありますので、新価基準でのご契約をおすすめします。

#### 〈保険金額は、評価額と同額での設定をおすすめします。〉

保険金額が、実際の評価額に不足している場合には、損害額に応じた十分な保険金のお支払いができない場合があります。また、実際の評価額を上まわっている場合には、超過部分はお支払いの対象になりませんのでご注意ください。

① 保険金額 > 評価額の場合

\*地震保険をお申込みの場合はPOINT⑤をあわせてご確認ください。

保険金額 1,200万円 >

評価額 1.000万円



支払保険金 1,000万円

損害額に応じた十分な保険金が支払われ ますが、超過部分はお支払いの対象に なりません。

超過保険といいます

#### ② 保険金額 < 評価額の場合

保険金額 700万円





支払保険金 700万円

保険金額を限度に保険金が支払われますので、復旧に十分な保険金が受けとれません。

一部保険といいます

## POINT4 補償内容・特約の内容をご確認ください。

火災保険では、火災、落雷、破裂・爆発による損害に対して保険金が支払われるほか、ご加入の保険 商品によって、暴風等の風災・ひょう災・豪雪等の雪災による損害、洪水等の水災による損害や盗難に よる損害に対しても保険金が支払われます。ご加入される保険商品について、補償内容(保険金をお支 払いする場合および保険金をお支払いしない場合など)やセットされる特約の内容が、お客さまの ご希望に沿ったものであるかご確認ください。

## POINT⑤ 地震保険についてご確認ください。

地震や噴火、津波による損害およびこれらによる火災(延焼・拡大した損害を含みます。)は、火災保険では補償されません。地震や噴火、津波による損害およびこれらによる火災損害に備えるには、火災保険とセットで地震保険を契約する必要があります。保険の目的について、地震保険の加入をご検討ください。

①保険の目的

以下の保険の目的ごとにそれぞれご契約が必要です。

		保険の目的
建	物	居住用建物(専用住宅・併用住宅)
家	財	居住用建物(専用住宅・併用住宅)内収容の家財 *貴金属、宝石、書画、骨董等で1個または1組の価額が30万円を超えるものについては申込書への 明記の有無にかかわらず、保険の目的には含まれません。

#### ②地震保険金額

地震保険金額は、保険の目的ごとに下表の範囲内であることをご確認ください。

保険の目的	地震保険金額の設定可能な範囲
建物	セットでお申込みになる火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内(5,000万円限度)*1、*2
家財	セットでお申込みになる火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内(1,000万円限度)*1

- \*1 別に地震保険をご契約の場合、上記限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計金額を差し引いた残額が限度となります。
- \*2 2以上の世帯の居住する共同住宅建物または長屋造建物では建物の主契約の50%以下、かつ5,000万円×戸室数が限度となります。

#### ③お支払いする保険金

損害の程度	お支払いする保険金
全 損	地震保険金額の100%(時価額が限度)
半損	地震保険金額の50%(時価額の50%が限度)
一部損	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

## POINT⑥ 割引の適用についてご確認ください。

## 火災保険に適用することができる主な割引

- ○:対象 ▲:住宅物件(専用住宅)のみ対象 △:一般物件(併用住宅)のみ対象 一:対象外
- (注)動産とは家財、設備什器、商品製品等として使用しています。

	料率制度・ 割引の名称		対象となる保険種類					割引適用の目安	7th =37
			住宅総合	住宅火災	店舗総合	普通火災	対象	各割引は該当する各目安のすべてを満たす必要があります。 割引の種類によって重複して適用できない場合があります。	確認 資料例
省令準耐火建物の 構造規定		0	0	0	0	0	建物動産	①建物の構造級別がC構造または3級構造であること	住宅メーカ ーによる証 明書または パンフレッ ト等の写し
								②省令準耐火構造(住宅金融支援機構が定める 仕様)に合致していること	
耐火性能割引		0	0	0	0	0	建物 動産	①建物の構造級別がB構造または2級構造であること ②外壁が1時間以上の耐火性能を有していること	
住宅用防災機器割引		•	0	0	_	_	建物家財	○消防法で規定する住宅用防災機器(天井等に 取り付けられた火災による煙、熱を感知した場合 に警報を発する装置またはスプリンクラー)を 設置していること	
空	空地割引		_	_	0	0	建物動産	①建物の構造級別が2・3・4級構造のいずれかであること ②建物の四周に一定距離以上の空地があること *空地距離については地域により異なります。	不要
洋	消火設備割引		_	_	0	0	建物動産	①屋内消火栓、自動火災報知機、スプリンクラー等の消火設備(消火器を除きます。)が設置されていること ②「年間の設備点検回数」や「昼夜を問わず消防要員がいること」などの一定の基準を満たしていること	関連資料の 写しが必要 な場合あり
	機械警備割引	0	0	0	0	0	建物 動産	<ul><li>○警備業者による機械警備業務が実施されており、 火災危険について有効に機能していること</li></ul>	不要
範囲	2×4工法建物・ 木質プレハブ 建物割引	_	0	0	0	0	建物動産	①保険期間が1年以内であること ②建物の構造級別がC構造または3級構造であること ③次のいずれかに該当する建物*であること ・「2×4」工法の建物 ・上記木質プレハブで、かつ省令簡耐型の建物 *省令準耐火建物の構造規定に該当する場合を除く	不要
<b>囲割引※</b>	住宅物件空地割引	_	0	0	_	_	建物家財	①保険期間が1年以内であること ②建物の構造級別がB・C・D構造のいずれかであること ③建物の四周に一定距離以上の空地があること *空地距離は地域により異なります。	不要
	A構造住宅入居者・ 所有者割引	_	0	0	_	_	建物家財	①保険期間が1年以内であること ②建物の構造級別がA構造であること	不要
	価額協定 特約付帯割引	_	0	_	0	_	建物家財	①価額協定保険特約をセットした契約であること ②保険期間が1年以内であること、または、 保険期間が1年超で地震保険がセットされた 契約であること	不要

※範囲割引は重複適用できません。

#### 家庭用火災総合保険のみに適用できる割引

前記割引制度のほか、家庭用火災総合保険専用の次の割引があります。

料率制度・割引の名称			対象	<b>割引適用の目安</b> 各割引は該当する各目安のすべてを満たす必要があります。	確認資料例
マンション専用料率(M料率)			建物	①建物の構造級別がA構造(住宅物件)に該当すること ②保険の目的である建物が共同住宅(長屋造を除く)に該当 すること(ただし、マンション共用部分一括契約は対象外)	不要
オー	オール電化住宅割引 これら割引は		建物 家財	○オール電化住宅(すべての給湯設備、厨房設備、冷暖房設備を 電気でまかなう住宅)に該当すること	住宅メーカーに よる証明書また
高格	■		建物 家財	○厨房設備に設置されているコンロがすべて高機能コンロで あること	はパンフレット 等の写し
範	章 自動車契約者範囲割引 範		建物 家財	①保険期間が1年間であること ②契約時に当社自動車保険に加入されていること	当社自動車保険 の証券番号
範囲割引※	共同住宅建物長期契約割引 建物		建物	<ul><li>①保険期間が2年以上であること</li><li>②アパート・マンション建物一棟を対象とするご契約であること</li><li>③金融機関から当該建物の建設・購入・改良のための資金を借り入れ、かつ抵当権が設定されていること</li></ul>	割引適用確認のための申告書

※範囲割引は前ページの範囲割引(機械警備割引)を含め重複適用できません。

#### その他の保険契約に適用できる割引

新積立生活総合保険 月掛生活総合保険	「省令準耐火建物の構造規定」の対象となります。また、一般物件(併用住宅)の場合は、「空地割引」、「消火設備割引」の対象となります。		
団地保険、月掛団地保険	割引制度はございません。		
その他の月掛保険 (月掛住宅総合保険、 (月掛店舗総合保険など)	住宅総合保険、住宅火災保険、店舗総合保険、普通火災保険に準じます。		

## 地震保険に適用することができる割引

地震保険には、保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。) の条件によって、次の割引制度がございますので、ご契約に適用可能な割引制度をご確認ください。なお割引の適用の際には、適用条件を満たしていることが確認できる資料の写しをご提出ください。

割引の名称	割引の適用条件	ご提出いただく確認資料の例
建築年割引	・対象建物が、昭和56年6月以降に「新築」 された建物であること	○建築基準法の改正があった昭和56年6月以降に新築された ことの記載がある次の資料 ・公的機関が発行した証明書の写し ・宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書の写し
耐震等級 割引	・対象建物が「日本住宅性能表示基準」 または「耐震診断による耐震等級の評価 指針」に定められた耐震等級を有して いる建物であること	<ul><li>○建設住宅性能評価書の写し</li><li>○耐震性能評価書の写し</li></ul>
免震建築物 割引	・対象建物が「日本住宅性能表示基準」 に定められた免震建築物であること	○建設住宅性能評価書の写し
耐震診断 割引	・対象建物が昭和56年6月施行の改正 建築基準法における耐震基準を満たす 建物であること	<ul> <li>○耐震化促進を目的とする減税の適用を受ける際に提出する次の証明書の写し</li> <li>・耐震基準適合証明書の写し</li> <li>・住宅耐震改修証明書の写し</li> <li>・地方税法施行規則附則第7条第6項(または第5項)の規定に基づく証明書(固定資産税減額証明書)の写し</li> <li>○建築物の耐震診断結果報告書の写し</li> </ul>

## POINT(7) 通知義務についてご確認ください。

ご契約後に次の変更が生じる場合には、ただちに取扱代理店・扱者または当社にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故による損害について、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除することがあります。

- ①保険の目的を同一とする他の保険契約(補償内容が類似する共済契約全般を含みます。)を締結する場合
- ②建物などを売却・譲渡により名義変更する場合
- ③建物の構造・用途を変更する場合または増築・改築もしくは引き続き15日以上にわたる修繕をする場合
- 4家財などを引越し等により別の場所に移転する場合
- ⑤建物の買い替えや建て替えを行う場合

## 【ご参考】地震保険をご契約のお客さまへ

地震保険をご契約いただくにあたり、当社募集人(取扱代理店・扱者)はご契約内容につき、次の項目をご説明・確認いたします。

構造・用途変更に関する 通知義務のご説明	契約後に建物の構造または用途を変更するときは、ただちに募集人(取扱代理店・扱者)または 当社にご通知いただく必要があること。
割引制度のご説明	地震保険割引制度についてご説明するとともに、割引の適用にあたっては、所定の確認資料の提出が必要であること。また割引を適用する場合、適用する割引率が適正であること。
保険金額の確認	主契約(火災保険)の保険金額が適正で、地震保険の保険金額を主契約の保険金額の30%~50%の範囲内(建物5,000万円、家財1,000万円 限度)で設定していること。2以上の世帯の居住する共同住宅または長屋造建物である場合、建物の主契約の保険金額の50%以下かつ「5,000万円×戸室数」を限度として設定していること。また、同一の建物または家財について、他の地震保険契約が締結されていないか確認のうえ、他の地震保険契約が締結されている場合、それと合算して適正な金額で設定していること。
構造区分の確認	主契約(火災保険)の構造級別が適正で、その主契約の構造級別がA・B構造または特級・1級・2級 構造の場合はイ構造、主契約がC・D構造または3級・4級構造の場合は口構造の料率を適用して いること。(C構造・3級構造の場合は、省令準耐火構造であっても口構造の料率を適用します。)
目的所在地の確認	目的所在地に対する正しい料率を適用していること。また、目的所在地が大規模地震対策特別措置法の規定に基づき指定された地震防災対策強化地域に該当する場合、申込書に「地震保険承諾日時」を記入していること。
保険の目的の確認	地震保険の目的が「居住用建物」、「家財(明記物件を除く)」であること。

## 団体扱・集団扱契約について、該当の方のみご確認ください。

団体扱・集団扱契約については、ご契約者および保険の目的の所有者に制限があり、所定の条件を満たす必要があります。

項目		適用の条件	対象とならない場合
ご契約者	団体扱	○社員・職員	●社員、職員のご家族 ●団体から給与の支払いを受けていない方 ●団体に勤務していない方 ●団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方
	集 団 扱	○集団の構成員、集団の役職員	●集団の構成員、役職員のご家族
保険の目的の 所有者	│ │ │ │ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		●別居で既婚のお子さま ●別居で扶養していない親族